

令和8年度から課名を変更します

令和8年4月1日から市の組織体制の再編に伴い、都市整備課が土地区画整理を担当しますので、ご承知おください。

令和8年
3月31日まで

課 名 市街地整備課
電話番号 0569-22-9302
窓 口 半田市役所 3階 19番窓口

令和8年
4月1日から

課 名 都市整備課
電話番号 0569-22-9302
窓 口 半田市役所 3階 18番窓口

街づくりニュースに関するよくあるお問い合わせ

亡くなった家族・土地の権利者ではない宛先に街づくりニュースが届きました。

権利の移転があったとき(相続、売買等)は、半田市に届出をすることが必要です。届出がされていないと、重要なお知らせが届かないなどの支障がでることもありますので、必ず**所有権移転届出書**をご提出ください。

その他お知らせ

各種証明書・図面発行

仮換地および敷地地番該当証明書、仮換地指定図、重ね図、寸法図 等
すべて半田市で発行(無料)できます。

保留地の販売について

土地区画整理地内の土地(保留地)を販売しております。土地をお探しの方は、半田市ホームページをご覧ください。



建築行為等の届出(76条申請)

次のことを行う場合は、土地区画整合法第76条の規定に基づく許可が必要です。

- ・建築物や工作物の新築・改築・増築
- ・事業の障害となる恐れがある土地の形質の変更
- ・重量5トン以上の物件の設置、たい積

このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。



半田市役所3階 市街地整備課(都市整備課)
乙川中部担当(都市整備担当)
(0569)22-9302/FAX(0569)23-6061



Nº.46

Okkawa Chubu
Town Planning

乙川中部 街づくり

自然が生きて住みたくなる街



進捗状況と今後の予定

換地処分
住所変更に伴う手続き
清算金

課名等の変更について

街づくりニュースに
関するよくある問合せ

半田市

令和8年3月
(1988.1. No.1 発行)